

別紙：中小企業基本法による中小企業の範囲

(https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html#q1)

業種分類	中小企業基本者
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人